



市政記者クラブ加盟社 各位

建築物防災週間

建築物防災週間（令和7年度秋期）の実施について

このことについて、国土交通省より令和7年8月30日から9月5日まで、全国一斉に実施する旨の通知があり、当市においても本週間の趣旨から次のとおり実施することになりました。

つきましては、広く一般市民の方にも本週間の趣旨の理解と建築物の災害未然防止を図るため広報に御協力をお願いいたします。

記

建築物防災週間（令和7年度秋期）の実施内容について

- 1 行事名
建築物防災週間（令和7年度秋期）
- 2 実施期間
令和7年8月30日（土）から9月5日（金）まで
- 3 実施内容
 - （1）防災査察の実施
適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告されていない建築物や次年度に報告対象となる建築物等を中心に、現地調査するとともに、防災上支障のある部分の改善を指導する。
 - （2）住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める指示対象となる特定既存不適格建築物の所有者等に対し、耐震診断や改修等を実施するよう現地指導を行うとともに耐震診断等の普及啓発に取り組む。
 - （3）既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底
広告板の落下事故防止対策の推進をはじめ、既存建築物における窓ガラスの地震対策、外壁材の落下防止対策等について指導を行う。
 - （4）建築物防災相談所の開設
期間中、市役所建築指導課内に建築物防災相談所を開設し一般市民の相談に応じる。
- 4 実施体制等
 - （1）建築物及びその敷地へ立ち入って調査を行う場合には、建築物の管理者等に対して事前にその旨通知するとともに、承諾を得て行うものとする。
 - （2）建築物防災査察については、効果をあげるため消防機関に同行査察を依頼する。

問合せ先 都市整備部 建築指導課 防災係 担当：高萩（たかはぎ）、
加藤（かとう）

TEL 019-601-3387（直通）